

○大井町個人情報保護条例

平成14年12月26日条例第23号

改正

平成19年1月4日条例第1号

平成21年3月16日条例第3号

大井町個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものを含む。)をいう。
- (2) 実施機関 町長(水道事業管理者の権限を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 職員等 実施機関に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。
- (4) 事業者 個人情報等を事業の用に供している個人及び法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、実施機関において定めている決裁又は供覧等の手続が終了し、当該実施機関において管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 図書館、その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料
 - ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるために一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの
- (6) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するため、町民及び事業者に対する支援、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

2 職員等は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いたあとも、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護のための町の施策に協力するよう努めなければならない。

(町民の役割)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取扱うとき、又はあらかじめ大井町個人情報保護審査会(第28条第1項を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると認めて取扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分
(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報を取扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する場合に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次の各号に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の取得の方法
- (5) 個人情報の利用等の範囲
- (6) 個人情報の記録の内容

2 前項の公文書には、次に掲げるものは含まない。

- (1) 本町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)の職員に関する情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
- (2) 本町の機関の職員(職員であったものを含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
- (3) 一般に入手し得る刊行物等

3 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該事項について意見を述べることができる。

5 実施機関は、第3項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審査会に報告しなければならない。

6 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(適正な取得)

第8条 実施機関は、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報を取扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、取得する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために、必要な範囲内で適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき取得するとき。
- (2) 本人の同意に基づき取得するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて取得するとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから取得するとき。
- (5) 審査会の意見を聴いた上で、本人から取得することにより、本町の機関又は国等の機関が行う当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から取得することに相当な理由があることを実施機関が認めて取得するとき。

3 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急に必要なとき。

(2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(3) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。

4 実施機関は、第2項第3号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

5 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人情報を取得したときは、当該個人情報は、第2項第2号の規定による取得がされたものとみなす。

(利用目的による制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取得したときの取扱目的の範囲を超えて当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

3 実施機関は、その保有する個人情報を提供する場合において、必要があると認められるときは、個人情報の提供を受けるものに対し、提供にかかる個人情報について、その使用目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることとする。

(オンライン結合による提供)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(正確性の確保)

第11条 実施機関は、保有する個人情報を取扱目的に必要な範囲内で、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全性の確保)

第12条 実施機関は、個人情報の取扱いに当たって、漏えい、き損及び滅失の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料の保存を目的とする施設において当該目的のために保存されることとなる個人情報については、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(実施機関に対する苦情の処理)

第12条の2 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 実施機関は、前項の苦情を処理するにあたって必要と認めるときは、審査会の意見を聞くことができる。

(自己情報の開示を請求する権利)

第13条 何人も、実施機関の保有する自己を本人とする個人情報(以下「自己情報」という。第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)の開示(個人情報が存在しないときにその旨を知らせること

を含む。以下同じ。)を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求をすることができる。
- 3 死者の個人情報、次の各号のいずれかに該当するものに限り開示請求をすることができる。
 - (1) 死者の法定代理人であった者
 - (2) 相続人(財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に限る。)
 - (3) 死者の配偶者等であった者(診療録等及び慰謝料請求権、遺贈その他当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。)
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が審査会の意見を聞いた上で開示請求を認めた者(自己情報の開示義務)

第14条 実施機関は、自己情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求をした者(以下「請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵すおそれのあるもの
- (2) 法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵すおそれのあるもの
- (3) 個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (4) 本町の機関内部若しくは、機関相互又は本町の機関と国等の機関との間における審議、検討又は協議に関するものであって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (5) 本町の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、請求者に開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (6) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認める情報
- (7) 法令等の定めるところにより開示することができないとされている情報
- (8) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示請求の対象となった個人情報の開示をすることが当該未成年者の利益に反すると認められるもの(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該個人情報の開示をしなければならない。
(個人情報の存否に関する情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の存在について、当該個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該個人情報の存否を明らかにしないことができる。
(開示請求の手続)

第17条 開示請求をしようとする者は、当該開示請求に係る個人情報を保有している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報の内容
- (3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、当該開示請求をしようとする者が当該開示請求に係る個人情報の本

人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなくてはならない。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から起算して15日以内に、当該開示請求について開示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 前項の場合において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部の開示を拒むとき(第16条の規定により開示の請求を拒むとき及び開示請求に係る個人情報を実施機関が保有していないときを含む。)は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 5 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため又は当該個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて開示又は不開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報については相当の期間内に開示又は不開示の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示又は不開示の決定をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示又は不開示の決定をするに当たって、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、個人情報の開示をしなければならない。

- 2 個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行うものとする。

- 3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、当該個人情報の開示に代えて、当該個人情報を写し又は複写したものにより、これを行うことができる。

- 4 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

(開示請求の特例)

第21条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第17条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた個人情報について開示請求があつたときは、第18条及び前条第1項の規定にかかわらず、開示又は不開示の決定をしないで、速やかに、前条第2項及び第3項に規定する方法により開示をするものとする。

(費用負担)

第22条 開示請求に係る個人情報(第20条第3項の規定により公文書を写し又は複写したものを含む)

む。)の写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。

(自己情報の訂正の手続等)

第23条 何人も、実施機関が保有する自己情報について事実には誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

3 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求に係る個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る個人情報の内容

(3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容

(4) その他実施機関が定める事項

4 第17条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

5 訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

(自己情報の利用停止の手続等)

第24条 何人も、実施機関が保有する自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

(1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項から第3項までの規定に違反して取得されたものであるとき又は第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第12条第2項の規定に違反して保存されているとき 当該個人情報の消去

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の利用停止の請求(以下「停止請求」という。)について準用する。

3 停止請求をしようとする者は、当該利用停止に係る個人情報の取扱いを行っている実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1) 停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 不適正であると認める個人情報の取扱い

(3) その他実施機関が定める事項

4 第17条第2項及び第3項の規定は、停止請求について準用する。

(個人情報の存否に関する情報)

第24条の2 第16条の規定は、訂正請求及び停止請求について準用する。この場合において、同条中「開示請求」とあるのは、「訂正請求及び停止請求」と読み替えるものとする。

(訂正請求及び停止請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正及び利用停止することを決定するときは、当該請求に係る個人情報の訂正及び利用停止をした上、当該請求をした者に対し、その内容及び理由を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正及び利用停止を行わないときは、当該請求をした者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

3 前2項の決定は、当該請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により当該期間内に決定することができないときは、当該決定の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該請求をした者に対し、遅滞なく、延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第25条の2 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(他の法令等による開示等との調整)

第26条 他の法令等の規定により、自己情報の開示、訂正又は利用停止が認められている個人情報にあつては、当該他の法令等が定める方法(期間が定められている場合にあつては、当該期間内に

限る。)と同一の方法による開示、訂正又は利用停止については、第13条から前条までの規定は、適用しない。

(不服申立て)

第27条 第18条第1項並びに第25条第1項及び第2項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、審査会の議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに対する決定又は裁決で、開示請求に係る決定(開示請求に係る個人情報の全部の開示をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の開示をすることとするとき。
- (3) 不服申立てに対する決定又は裁決で、訂正請求及び停止請求に係る決定(訂正請求に係る個人情報の全部の訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の訂正及び利用停止をすることとするとき。

(審査会)

第28条 前条の不服申立てについて審査するため、大井町個人情報保護審査会を置く。

- 2 審査会の委員(以下「委員」という。)の定数は、5人とし、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審査会は、第1項に規定するもののほか、個人情報保護に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。
- 6 審査会は、実施機関から議に付された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、当該実施機関の職員その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は当該不服申立てに係る個人情報その他必要な資料の提示若しくは提出を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。(国等への要請)

第29条 町長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対して、協力を求めることができる。

(適用除外)

第30条 第6条から第26条までの規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報
- (2) 統計法第52条第1項に規定する個人情報
- (3) 図書館その他これに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している個人情報

(出資団体等の責務)

第31条 町が出資その他財政上の援助を行う団体であつて町長が定めるもの(以下「出資団体等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の取扱いに関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資団体等に対してその保有する個人情報の取扱いについて、指導又は助言するよう努めなければならない。

(受託者の責務)

第31条の2 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託した者は、当該受託事務において、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する受託事務に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の責務)

第31条の3 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の

管理を行うにあたり取り扱う個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
(指定管理者による個人情報の取扱い)

第31条の4 実施機関は、指定管理者が公の施設の管理の業務を通じて取得した個人情報を適切に取り扱わせるため、必要な措置を講じなければならない。
(運用状況の公表)

第32条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。
(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。
(罰則)

第34条 職員等若しくは職員等であった者又は第31条の2第2項及び第31条の3第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された公文書(個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第36条 職員等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第37条 前3条の規定は、大井町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第38条 第28条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第6条ただし書、第8条第3項ただし書き並びに第9条第1項第4号及び第2項ただし書き中審査会の意見を聴くことに関する部分、並びに第28条の規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報を取扱う事務について、第7条第3項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあり、及び第10条第2項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて適用する。

(最初に委嘱される委員の任期)

- 3 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第28条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成16年3月31日までとする。

附 則(平成19年1月4日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第34条から第39条までの規定は、この条例の施行日以後に行われた行為に対して適用する。

附 則(平成21年3月16日条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。